

各都道府県知事 殿

林野庁長官

### 融雪出水期における雪崩等山地災害の未然防止について

今後、豪雪地帯・特別豪雪地帯に指定されている地域においては、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩や、融雪に伴う出水による地すべりなどの山地災害の発生が懸念される所です。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における雪崩等山地災害の未然防止について」（令和元年12月16日付け元林整治第1064号林野庁長官通知）により御尽力いただいている所ですが、今般、中央防災会議会長から農林水産大臣宛てに、別添のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知があったことから、引き続き、人命の保護を第一として融雪出水期における雪崩等山地災害の未然防止を図るべく、下記の事項について一層万全を期すようお願いいたします。

#### 記

#### 1 なだれ危険箇所等の周知及び警戒巡視・点検等について

なだれ危険箇所等の雪崩等山地災害発生のおそれのある箇所については、関係機関との緊密な連携の下、なだれ注意報、融雪注意報等の気象情報に十分注意しながら警戒巡視・点検を実施するとともに、地域住民、観光施設（例えばスキー場）等の利用者等に対しこれら危険箇所等の周知を行うなど、適切な措置を講ずることとする。その際には、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した対応に努めることとする。

また、災害履歴があるなど、特に災害発生のおそれの高い箇所については、積雪量の状況等を的確に把握し、必要に応じて関係機関に情報提供するなど、適切な対応に努めることとする。

#### 2 雪崩等山地災害発生時の応急対応について

雪崩等山地災害が発生し、又は災害発生の兆候が顕著な場合には、関係機関との緊密な連携の下、作業の安全を確保しながら適切な応急対策の措置を講ずるとともに、雪崩等に伴う山腹及び林道の崩壊、出水による地すべり等の被害が発生した場合には、その早期復旧に向け、災害復旧等関係事業により適切な対応に努めることとする。

#### 3 災害が発生した場合の迅速な被害報告について

雪崩等山地災害が発生した場合は、関係機関とも十分連携し、迅速に被害状況等を把握の上、その内容を報告することとする。

特に、人命、人家、公共施設等に関わる重大な災害が発生した時には、緊急連絡体制に基づき速やかな連絡を行うこととする。

担当：治山課 災害調整班  
TEL：03-3501-4756

元林整治第1718号  
令和 2 年 3 月 18 日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

融雪出水期における雪崩等山地災害の未然防止について

今後、豪雪地帯・特別豪雪地帯に指定されている地域においては、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩や、融雪に伴う出水による地すべりなどの山地災害の発生が懸念されるところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における雪崩等山地災害の未然防止について」（令和元年12月16日付け元林整治第1064号林野庁長官通知）により御尽力いただいているところであるが、今般、中央防災会議会長から農林水産大臣宛てに、別添のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知があったことから、引き続き、人命の保護を第一として融雪出水期における雪崩等山地災害の未然防止を図るべく、下記の事項について一層万全を期すようお願いする。

記

1 なだれ危険箇所等の周知及び警戒巡視・点検等について

なだれ危険箇所等の雪崩等山地災害発生のおそれのある箇所については、関係機関との緊密な連携の下、なだれ注意報、融雪注意報等の気象情報に十分注意しながら警戒巡視・点検を実施するとともに、地域住民、観光施設（例えばスキー場）等の利用者等に対しこれら危険箇所等の周知を行うなど、適切な措置を講ずることとする。その際には、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した対応に努めることとする。

また、災害履歴があるなど、特に災害発生のおそれの高い箇所については、積雪量の状況等を的確に把握し、必要に応じて関係機関に情報提供するなど、適切な対応に努めることとする。

2 雪崩等山地災害発生時の応急対応について

雪崩等山地災害が発生し、又は災害発生の兆候が顕著な場合には、関係機関との緊密な連携の下、作業の安全を確保しながら適切な応急対策の措置を講ずるとともに、雪崩等に伴う山腹及び林道の崩壊、出水による地すべり等の被害が発生した場合には、その早期復旧に向け、災害復旧等関係事業により適切な対応に努めることとする。

3 災害が発生した場合の迅速な被害報告について

雪崩等山地災害が発生した場合は、関係機関とも十分連携し、迅速に被害状況等を把握の上、その内容を報告することとする。

特に、人命、人家、公共施設等に関わる重大な災害が発生した時には、緊急連絡体制に基づき速やかな連絡を行うこととする。

担当：治山課	災害調整班
	TEL：03-3501-4756
業務課	総務班
	TEL：03-6744-2326
	災害対策班
	TEL：03-3502-8349



中 防 災 第 8 号  
令 和 2 年 3 月 1 0 日

農林水産大臣 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)

安 倍 晋 三



## 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和元年 11 月 26 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところである。今冬は、現在までのところ、全国的に積雪が少ないところではあるが、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いする。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

平成 29 年、栃木県那須町の山岳域において、3 月としては稀な短期間の大雪により表層雪崩が発生し、登山講習会参加中の高校生等が雪崩に巻き込まれ 8 名の方が亡くなる等、甚大な人的被害が発生した。これも教訓とし、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。



また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせ住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

## 2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

## 3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

## 4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

## 5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上